保険

質権

担 保 明 細 表(旧事項) NO.1

(単位:千円)

担 保 明 細 表(新事項) NO.1

(単位:千円)

極度額

	<u> </u>		排生	** E		担保設定方法 損害				1	J_ (C / - 1	世生	<u> </u>		担保設定方法			
貸付先 氏名	物件名	所在地 (漁船名) (登録番号)	構造 (船質) (進水年月)	数量 (規模)	所有者	種類	<u>担保設</u> 順 位	極度額	損害 保険 質権	貸付先 氏名	物件名	所在地 (漁船名) (登録番号)	構造 (船質) (進水年月)	数量 (規模)	所有者	種類	担保設人 順 位	正力 iz 極
		(,		(770174)			-					(======================================		(778120)				
																		†
																		_
																		<u> </u>
																		<u> </u>
																		1
債権按分		保証付債権死	充当率		% 協	協会に	て記入しま	· す。		債権按约	率	保証付債権死	充当率		%	協会に	て記入しま	ます。
連帯保証	人									連帯保証	E人							

- ・担保物件の記入にあたっては、登記簿謄本及び漁船原簿等で確認し記入すること。
- ·担保権の種類は、根抵当権 根、普通抵当権 普、農業用動産信用法根抵当権 農根、農業用動 産信用法普通抵当権 農普、譲渡担保 譲とする。
- ・担保物件には損害保険を付し、付保質入し、損害保険の欄にと記入すること。
- ・数量、規模は平方メートル、トン数、馬力数を記入すること。
- ・共有物件で、持分についてのみ担保設定する場合は、所有者欄に持分を明記し、規模については実 規模の上にかっこ書きで持分の規模を記入すること。
- ・連帯保証人名は、印鑑登録証明書にて確認し記入すること。
- ・担保権の順位は、効力のない先順位を除き実質の順位を記入すること。

- ・担保物件の記入にあたっては、登記簿謄本及び漁船原簿等で確認し記入すること。
- ·担保権の種類は、根抵当権 根、普通抵当権 普、農業用動産信用法根抵当権 農根、農業用動 産信用法普通抵当権 農普、譲渡担保 譲とする。
- ・担保物件には損害保険を付し、付保質入し、損害保険の欄にと記入すること。
- ・数量、規模は平方メートル、トン数、馬力数を記入すること。
- ・共有物件で、持分についてのみ担保設定する場合は、所有者欄に持分を明記し、規模については実 規模の上にかっこ書きで持分の規模を記入すること。
- ・連帯保証人名は、印鑑登録証明書にて確認し記入すること。
- ・担保権の順位は、効力のない先順位を除き実質の順位を記入すること。

千円)=

担保明細表(旧事項) NO.2

(単位:千円)

差引扣

保価格

先順位の

状況

千円)=

掛目担保価格

平均值

	担 保 明 細 表(新事項) NO.2							(単位:千円)			
現況 (取得建築)							平均值	掛目	担保価格	先順位の 状況	差引担 保価格

不動産鑑定士等による鑑定評価額 取引事例比較法による算出額(時価評価) 原価法による算出額(複成価格)。算式は次のとおり 数量×再調達価格×見積耐用年数÷法定耐用年数+改良費×{65(3年以内の改良)·40(同5年以内)·25%(同10年以内)} (見積耐用年数 = 法定耐用年数 - 経過年数 + (経過年数×0.1)。但 し、経過年数は法定耐用年数を上限とする。

千円) ÷ (保証総額

固定資産課税評価額を参考とした評価額。固定資産税評価額の、土地7分の10倍、建物1倍とする。

記入しないこと(保証付債権充当担保価格

漁船保険価格。ただし、機関換装等により評価の上昇が見込まれるものにあってはその額を考慮すること。 市場価格

土地は の価格、または の平均価額とする。(のいずれかが算出できない場合は算出できる方を平均価額とする。)

建物は の価格、または (または、)の平均額とする。((または)のいずれかが算出できない場合は

算出できる方を平均価額とする。)

保全率

現況

(取得建築)

船舶は の価額、または の価額とする。ただし、新造船の場合は建造費とする。 有価証券は の価額とする。 その他は、上記に準じた評価とする。

- ・先順位については効力の有無にかかわらず、すべて担保権について記入し、残高については証 明書等により確認し残高を記入すること。
- ·掛目は、宅地7割、農地・山林・雑種地・原野6割、居宅7割、借地上の居宅・貸家4割、漁船7割、冷蔵庫・漁網5割、 定期貯金・定期積金10割、国債9割5分、政府保証債9割、上場株式7割、その他有価証券8割5分、その他は状況に応じた掛目とする。

不動産鑑定士等による鑑定評価額 取引事例比較法による算出額(時価評価) 原価法による算出額(複成価格)。算式は次のとおり 数量×再調達価格×見積耐用年数÷法定耐用年数+改良費×{65(3年以内の改良)·40(同5年以内)·25%(同10年以内)}

千円)÷(保証総額

(見積耐用年数 = 法定耐用年数 - 経過年数 + (経過年数 × 0.1)。但 し、経過年数は法定耐用年数を上限とする。

記入しないこと(保証付債権充当担保価格

固定資産課税評価額を参考とした評価額。固定資産税評価額の、土地7分の10倍、建物1倍とする。

漁船保険価格。ただし、機関換装等により評価の上昇が見込まれるものにあってはその額を考慮すること。 市場価格

土地は の価格、または の平均価額とする。(のいずれかが算出できない場合は算出できる方を平均価額とする。) 建物はの価格、または (または、)の平均額とする。((または)のいずれかが算出できない場合は

算出できる方を平均価額とする。)

保全率

船舶は の価額、または の価額とする。ただし、新造船の場合は建造費とする。 有価証券は の価額とする。 その他は、上記に準じた評価とする。

- ・先順位については効力の有無にかかわらず、すべて担保権について記入し、残高については証 明書等により確認し残高を記入すること。
- ·掛目は、宅地7割、農地・山林・雑種地・原野6割、居宅7割、借地上の居宅・貸家4割、漁船7割、冷蔵庫・漁網5割。 定期貯金・定期積金10割、国債9割5分、政府保証債9割、上場株式7割、その他有価証券8割5分、その他は状況に応じた掛目とする。